

## 取引業者からの誓約書の徴取要領(物品関連)

〔 国立大学法人東京学芸大学  
契 約 担 当 役  
平 成 2 6 年 1 2 月 3 日 〕

改正(施行)平 30. 6. 6(30. 6. 6)

この要領は、国立大学法人東京学芸大学（以下「東京学芸大学」という。）と取引を行う業者（物品関連）からの誓約書の徴取に関し、必要な事項を定める。

1. 東京学芸大学と取引を行う業者のうち、以下のいずれかに該当する者から誓約書を徴取する。
  - (1) 競争入札及び公募型見積り合わせにより本学と契約を締結する者
  - (2) 250 万円を超える随意契約(公募型企画競争を含む)により本学と契約を締結する者
  - (3) 物品販売業者((5)を除く)のうち、前年度の取引金額が 250 万円を超え、かつ契約件数が 50 件を超える者
  - (4) 製造(印刷物を含む)請負業者のうち、前年度の取引金額が 250 万円を超え、かつ契約件数が 20 件を超える者
  - (5) 物品販売業者のうち医薬品・医療用品類販売にかかる業者で、前年度の取引金額が 100 万円を超え、又は契約件数が 20 件を超える者
  - (6) その他契約担当役が必要と認めた者
2. 以下の者は誓約書の徴取の対象から除くものとする。
  - (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
  - (2) 学校法人
  - (3) 国際組織、外国企業等
  - (4) 電気・ガス・水道・電話・郵便及び宅配事業者
  - (5) 会計監査法人、弁護士、税理士、特許事務所
  - (6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者
3. 誓約書の様式は別紙のとおりとする。
4. 徴取回数は1回とし、本学の不正対策に関する方針やルール等を見直した場合にはあらためて徴取することとする。
5. 平成27年1月1日から実施する。

以上

### 附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 6 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。